



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

33	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	1
34	〃	( 〃 ).....	2
35	〃	( 〃 ).....	2
36	〃	( 〃 ).....	2
37	〃	( 〃 ).....	3
38	〃	( 〃 ).....	3
39	〃	( 〃 ).....	3
40	〃	( 〃 ).....	4
41	形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課).....	4
42	紀の川土地改良区連合の役員の退任	(農業農村整備課).....	5
43	換地計画の決定	( 〃 ).....	5
44	収容し、又は使用する必要がなくなった土地の区域	(用地対策課).....	5
45	海岸保全区域の指定	(港湾空港振興課).....	5

### ○ 選挙管理委員会告示

*8	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	.....	6
----	---	-------	---

### ○ 公告

	和歌山県民文化会館の指定管理者の指定	(文化国際課).....	6
	和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定	( 〃 ).....	7
	和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の指定	(労働政策課).....	7
	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	7
	〃	( 〃 ).....	8

### ○ 正誤

	平成22年12月21日付け和歌山県報第2218号目次中	.....	8
--	-----------------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第33号

和歌山県橋本市山田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 調査を行った者の名称  
和歌山県橋本市
- 調査を行った時期  
平成19年4月1日から平成22年3月19日まで
- 成果の名称

和歌山県橋本市山田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市山田の一部地区

5 認証年月日

平成22年12月28日

---

**和歌山県告示第34号**

和歌山県橋本市小原田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

2 調査を行った時期

平成19年4月1日から平成22年3月19日まで

3 成果の名称

和歌山県橋本市小原田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市小原田の一部地区

5 認証年月日

平成22年12月28日

---

**和歌山県告示第35号**

和歌山県橋本市紀見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

2 調査を行った時期

平成19年4月1日から平成22年3月19日まで

3 成果の名称

和歌山県橋本市紀見の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市紀見の一部地区

5 認証年月日

平成22年12月28日

---

**和歌山県告示第36号**

和歌山県橋本市隅田町中島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県橋本市

2 調査を行った時期

平成19年4月1日から平成22年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県橋本市隅田町中島の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県橋本市隅田町中島の一部地区

5 認証年月日

平成22年12月28日

---

**和歌山県告示第37号**

和歌山県紀の川市平野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成15年4月19日から平成17年3月27日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市平野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市平野の一部地区

5 認証年月日

平成22年12月28日

---

**和歌山県告示第38号**

和歌山県日高郡日高町大字小坂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高町

2 調査を行った時期

平成20年4月15日から平成22年2月26日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高町大字小坂の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高町大字小坂の一部地区

5 認証年月日

平成22年12月28日

---

**和歌山県告示第39号**

和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成18年8月1日から平成22年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町中の一部地区
- 5 認証年月日  
平成22年12月28日

#### 和歌山県告示第40号

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期  
平成21年4月1日から平成22年10月22日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区
- 5 認証年月日  
平成22年12月28日

#### 和歌山県告示第41号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定した。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 形質変更時要届出区域  
田辺市元町字三四六859番1の一部及び859番2の一部並びに字東松原2286番9の一部及び2286番10の一部並びに稲成町字下組2947番4の一部（以上5筆については、次の図のとおりとする。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第42号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成22年12月31日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 中岡靖享 伊都郡かつらぎ町佐野786番地

**和歌山県告示第43号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業河根地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成23年1月17日から同年2月14日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局地域振興部農地課及び九度山町水・土整備課

**和歌山県告示第44号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道371号改築工事（橋本バイパス・和歌山県橋本市柱本字沓掛地内から同市柱本字深山地内まで、同市橋谷字上平地内から同市橋谷字不動平地内まで及び同市御幸辻字田中垣内地内から同市小原田字佃地内まで）並びにこれに伴う市道及びため池付替工事
- 3 収用し、又は使用する必要がなくなった土地の区域  
起業地の一部で別添図面のとおり（「別添図面」略）
- 4 事業認定の告示の年月日及び番号  
平成20年12月19日近畿地方整備局告示第184号

**和歌山県告示第45号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のように指定する。

平成15年和歌山県告示第188号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 沿岸名 和歌山県熊野灘沿岸
- 2 海岸名 古座海岸

- 3 地区海岸名 伊串西向地区海岸
- 4 地先海岸名 池の谷野原地先海岸
- 5 指定場所 和歌山県東牟婁郡串本町大字伊串字池の谷地先  
和歌山県東牟婁郡串本町大字西向字原町通地先
- 6 基点の表示
  - 基点1 北緯33度30分10秒3142 東経135度48分31秒1710の地点
  - 基点2 北緯33度30分10秒0408 東経135度48分39秒8345の地点
  - 基点3 北緯33度30分10秒6168 東経135度48分39秒4371の地点
  - 基点4 北緯33度30分35秒2794 東経135度49分07秒3148の地点
  - 基点5 北緯33度30分39秒7812 東経135度49分09秒1404の地点
  - 基点6 北緯33度30分41秒3391 東経135度49分11秒2547の地点
  - 基点7 北緯33度30分39秒9841 東経135度49分17秒8670の地点
  - 基点8 北緯33度30分24秒6756 東経135度49分13秒3916の地点
  - 基点9 北緯33度30分21秒4498 東経135度49分03秒8308の地点
  - 基点10 北緯33度30分15秒7780 東経135度48分52秒9102の地点
  - 基点11 北緯33度30分07秒3565 東経135度48分41秒4109の地点
  - 基点12 北緯33度30分06秒1917 東経135度48分33秒8257の地点
- 7 指定区域 基点1・2間の官民境界線、基点2・3を結んだ線、基点3・5間の道路山手線、基点5・6国道を横断した線、基点6・7・8・9・10・11・12・1を順次結んだ線によって囲まれた区域

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成23年1月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

表中 「和歌山市本渡393番地の5  
和歌山市寺内665番地

を 「和歌山市本渡393番地の5

」に改める。

和歌山市本渡文化会館  
和歌山市東部コミュニティセンター

和歌山市本渡文化会館

公 告

公 告

和歌山県民文化会館設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第36号)第8条の規定により、和歌山県民文化会館のうち駐車場に係る部分に限り、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県文化振興財団

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

2 指定の期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

公 告

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）第8条の規定により、和歌山県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県国際交流協会  
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）第8条の規定により、和歌山県勤労福祉会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県勤労福祉協会  
和歌山県和歌山市北出島一丁目5番47号
- 2 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画道路（3・2・5号松島本渡線）  
和歌山都市計画道路（3・2・6号南港山東線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
和歌山県和歌山市神前字貝原  
和田字天場、九反田、仲沖、大坪江、静火、佃、稗田、深田、佛生田、前山、南前、折橋、沖門、石子  
朝日字芝添、大坪
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
和歌山市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成23年1月17日から同月31日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成23年1月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画道路（3・4・118号竜部田津原線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県海南市重根字加茂浦、農手、地藏免、菖蒲、田津原、小下田畑、上西垣内

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

海南市まちづくり部都市整備課

4 縦覧期間

平成23年1月17日から同月31日まで

正 誤

正 誤

平成22年12月21日付け和歌山県報第2218号目次中

ページ	行目	誤	正
1	上から5	( " )	(総合防災課)